令和4年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時: 令和4年10月20日(木) 午後2時30分から午後2時55分まで

2. 場所: 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者:

【委員】(14名)

(会長) 1番 松本 俊治

(委員) 2番 庄治 郁夫

3番 吉井 幸弘4番 二本松 義人

5番 吉村 修

6番 川東 弘之

7番 奥村 幸弘

8番 前田 豊

9番 大前 有三

10番 髙田 孝

11番 光岡 大介

12番 松本 彌生

13番 木下 勝博

14番 茶谷 巖

【事務局】

(事務局長)上野 孝弘 (係長)稲垣 重夫 (主査)増尾 尚之 (副主査)中田 奈緒美 (産業文化総括室長) 杉原 和彦

4. 欠席者: 0名

5 傍聴者: 0名

6. 議事案件:

【議案第14号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件 〈審議結果:承認〉

【報告第23号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第24号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第25号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長 出席の皆様、本日は御苦労様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。

初めに、委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら開催させていただきたい、と考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いします。

それでは、総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、 成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、4番二本松委員と6番川東委員を議事録署名委員に指名します ので、よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに農業委員会会議規則第10条の規定により、●●委員が除斥の対象となりますので、恐れ入りますが議場から退席をお願いします。

(●●委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号について説明いたします。

【議案書朗読】

譲受人と譲渡人とは兄弟関係にあり、それぞれ2分の1ずつ所有している農地の持分全部を、 譲渡人から譲受人へ移転し、譲受人が単独で所有することになるものです。

それでは、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

これは、農地法第3条第2項の第1号から第7号のいずれかに該当する場合は、申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。

【資料朗読】

このとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えて おります。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終りました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

髙田委員、お願いします。

高田委員 議案第14号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請者は、申請農地で農業を長年にわたって営んでおり、農業に必要な機械も持っておられます。生産意欲も高く、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、 議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第14号につきましては、許可することとします。

(●●委員着席)

議案の審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第23号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第23号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局 長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第24号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長 専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第25号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を 交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時55分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)		
(委員)		
(委員)		